平成２３年（フ）第２３９３号
横浜市磯子区岡村３丁目20番18号　グリーンヒル320―102号
債務者　藤原　精子（旧姓窪田）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４号
石川県七尾市和倉町ひばり２丁目43番地、従前の住所石川県七尾市和倉町ひばり２丁目52番地
債務者　多中　澄惠
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第３１号
熊本県菊池市玉祥寺377番地４
債務者　土田　清則
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第１１５０号
東京都武蔵野市関前１丁目２番24号ベルハイツ204
債務者　森谷恵美子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５６号
愛媛県八幡浜市向灘1140番地１
債務者　佐渡　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第２１２号
北海道帯広市西４条南１丁目10番地　コーポピュア201号
債務者　眞鍋　隆至
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第９９１７号
東京都足立区東和２丁目５―27―403
債務者　伊藤　元博
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７７９号
東京都目黒区上目黒５丁目１―６　ヴィラ山ノ手E
債務者　有吉　　文（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７８０号
東京都文京区目白台３丁目８―４
債務者　田村由美子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１３５号
東京都墨田区石原１丁目23―２―503
債務者　上村　　誠
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５５７号
東京都練馬区光が丘５丁目５―１―306
債務者　本間真由美
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１９１号
東京都墨田区業平１丁目６―３―320
債務者　遠藤　一枝（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２０号
東京都福生市大字熊川235番地プレステージ東和203号室
債務者　椋木明日美
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２０号
熊本県菊池市野間口606番地23
債務者　原　　直美
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
愛知県刈谷市末広町２丁目13番地12　サンクリスタル末広401号
債務者　村岡　健太
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月31日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２７６８号
東京都世田谷区北烏山６丁目25―３―101
債務者　亀甲　雄介
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部